

太陽光発電設備等共同購入事業に係る
支援事業者プロポーザル公募要領

令和8年5月8日
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

1 事業の概要

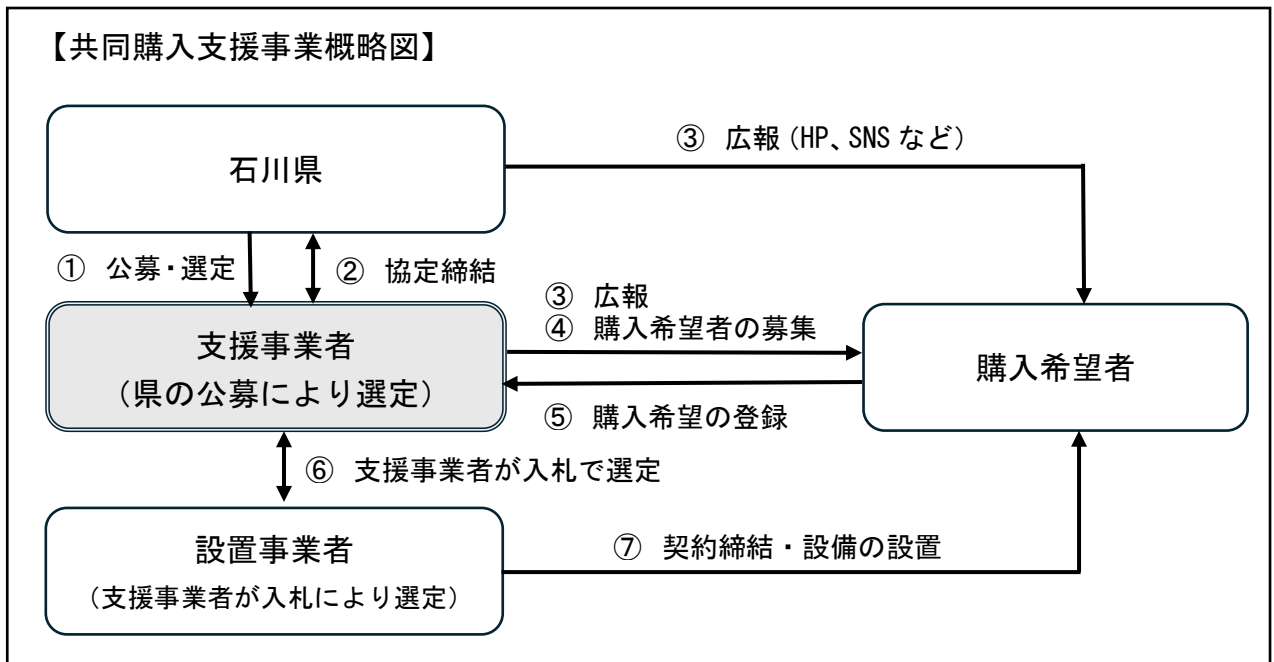
(1) 事業名

太陽光発電設備等共同購入事業

(2) 事業目的

石川県（以下「県」という。）では、家庭部門における温室効果ガスの削減を図るため、県内の住宅への太陽光発電設備の普及を促進している。

そこで、県と協定を締結した支援事業者が住宅への太陽光発電設備及び定置用蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する県民を募り、一括して発注することによるスケールメリットを生かした価格低減を図り、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目的とする。



(3) 業務内容

太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 実施期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で1年間延長することとし、以降も同様とする。

(5) 事業実施に係る費用

事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の落札事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

2 担当課及び連絡先

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課地域エネルギー政策グループ

住所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1527

Mail cn3@pref.ishikawa.lg.jp

3 応募資格

以下の全ての要件を満たす者であること。なお、共同で事業を実施する（以下、「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が要件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 審査会実施時点において、石川県入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。
- (4) 応募書類の提出期限の日から契約の時までの期間に、石川県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）また同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者でないこと。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (8) 仕様書（案）に示す業務を履行する能力を有すること。
- (9) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。
- (10) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (11) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

4 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

時 期	内 容
令和8年5月8日(金)	応募書類・質問票の受付開始
5月18日(月)	質問票の提出期限 17時
5月22日(金)	質問回答
5月29日(金)	応募書類提出期限 17時
6月3日(水)～6月8日(月)	審査会
6月10日(水)	審査結果の通知

※応募者の状況により前後する場合がある。

(2) 応募書類の提出

本事業の企画提案による選定への参加希望者は、次により応募書類を提出すること。

ア 提出期間

令和8年5月8日(金)から5月29日(金) 17時までの間

イ 提出方法

2に示す担当課に電子メールで提出すること。

ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

なお、送信後に必ず電話で着信確認を行うこと。

ウ 提出内容

- ・参加表明書兼誓約書(様式1号)
- ・企画提案書(様式2号)
- ・応募資格関係確認書類 1式
 - (ア)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※発行後3か月以内のもの
 - (イ)納税証明書
国税及び都道府県税の納税証明書(未納税額がないことを証明するもの)
※発行後3か月以内のもの
 - (ウ)財務諸表
直前決算の貸借対照表、損益計算書
 - (エ)収支見込等
本事業に関する収支見込及び手数料率(算定の基礎となる資料含む)(任意様式)
 - (オ)会社概要書
設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの

(3) 本募集要領についての質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式3）により行うものとする。

質問に対する回答は、5月22日（金）までに、県ホームページで公開する。

ア 質問書受付期間

令和8年5月8日（金）から5月18日（月）17時までの間

イ 質問書提出先

2に示す担当へ電子メールで提出すること（着信を確認すること）

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は様式2号により作成すること。

提出する企画提案書については、企画提案者名の記載があるもの及び企画提案者名の記載がないものをそれぞれ提出すること。

※企画提案者名の記載がないものには、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別または推定できる文言等を記載しないこと。

その他、様式に記載した留意事項を参照のうえ、作成すること。

6 審査の実施

ア 企画提案書の審査については、7の評価項目に基づき書面にて実施し、事務局において採点を集計する。

・各審査員がつけた順位を点数として集計【順位点】

・各審査員がつけた評価点の合計点を集計【総得点】

イ すべての企画提案者の中で、順位点の点数が最も少ない方から提案者の順位をつけ、住宅向け太陽光発電設備等の共同購入事業支援事業の協定締結候補者として決定する。順位点の合計点と同じ者が複数いる場合は、各審査員の総得点の点数を参考に、審査員の協議によって決することとする。

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、協定締結候補者として決定する。

7 評価項目

評価項目	配点
(1) 事業主体	
➤ 実施体制 本事業を効果的に実施できる体制がとられているか(技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)	10
➤ 財務状況 事業者の経営状況は安定しているか	10
➤ 事業実績 本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか	5

(2) 事業内容	
<p>➤ 購入希望者の募集（広告宣伝） 効果的、効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか 県が実施可能な広報手段を十分に活用した上で、県が担うべき広報内容を明確に示し、県の広報と支援事業者による広報を効果的に連動させた内容となっているか</p>	10
<p>➤ WEBサイトの構築及び運用 購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWEBサイトであるか 運用においてセキュリティ対策やメンテナンス体制がとられているか</p>	5
<p>➤ 設置事業者の選定 財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備等を設置できる事業者を選定する方法がとられているか 価格低減を図ることができる選定基準になっているか 石川県内の事業者を活用する工夫がされているか</p>	10
<p>➤ 施工検査 太陽光発電設備等の施工及び検査に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか</p>	10
<p>➤ 問い合わせ対応（問い合わせ窓口の設置等） 事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか 専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成が行われているか</p>	10
<p>➤ リスク管理 想定されるリスクへの対応策が講じられているか（購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、落札事業者の余剰在庫を防止する方策等）</p>	10
(3) 事業計画	
<p>事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等（募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等）を含めた本事業全体の総合評価</p>	20
100	

8 選定結果

選定結果については、すべての企画提案者に通知する。

9 協定

(1) 協定締結

石川県と選定された協定締結候補者は、協議により企画提案書の内容に基づき、業務内容に係る仕様を確定させ、協定を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 協定期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1か月前までに県又は支援事業者のいずれからも書面による協議終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間継続することとし、以後も同様とする。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ・ 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - ・ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書の作成及び提出、選考に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て企画提案者が負うものとする。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。
- (10) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (11) 支援事業者は、支援事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。